

わくわく・すくすく交付金事業（出産・子育て応援交付金） Q & A

1	交付金の支給対象者は誰ですか？	「わくわく交付金」は、面談を受けた「妊婦」が対象です。 「すくすく交付金」は、面談を受けた「出生した子どもを養育する者」が対象です。
2	産科医療機関が記入した妊娠届出書が無くて、妊娠届出やわくわく交付金の申請ができませんか？	わくわく交付金は、産科医療機関を受診し医師による妊娠の事実の確認を行うことが支給要件です。 このため、産科医療機関等からの妊娠届出書がない状態で、妊娠届出が提出された場合には、必要に応じて産科医療機関等に妊娠状況などの確認を行った上で、支給を決定します。
3	わくわく交付金は、妊娠届出後、流産・死産・中絶となった場合でも支給対象ですか？ また、妊娠届出後に流産し、再度妊娠届出をした場合も該当しますか？	妊娠届出後、流産・死産・中絶となった場合でも、わくわく交付金の支給対象です。 妊娠1回につき5万円のわくわく交付金を支給することとしており、支給回数の上限はありません。 *なお、流産・死産の場合は、出生届出がされないため、すくすく交付金の支給対象にはなりません。
4	わくわく交付金と、すくすく交付金の申請が、理由があり遅れた場合はどうなりますか？	災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、わくわく交付金が妊娠中に申請できなかった場合や、すくすく交付金が生後4か月頃までに申請出来なかった場合には、やむを得ない特別な事情がやんだ3か月以内に申請してください。この場合であっても、 <u>対象児童が1歳に達する日以後の最初の3月30日（令和7年3月30日）までに1歳に達した児童の養育者は令和8年3月30日）以降はすくすく交付金の支給申請はできません。</u> 【申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情とは】 申請予定者が、長期間の入院をしていた場合、継続的に海外で生活しており帰国していなかった場合、施設に入所していた対象児童を引き取った場合 など
5	多胎児の場合は、いくら支給されますか？	多胎児の場合、「わくわく交付金」は5万円、「すくすく交付金」は5万円×人数分となります。
6	妊娠届出後やこんにちは赤ちゃん訪問後、転出した場合、交付金は支給されますか？	妊娠届出時やこんにちは赤ちゃん訪問の面談実施後、転出した方については、その方の希望に応じて、名張市又は転出先市町村のどちらかに対して申請いただくことになります。いずれの場合も、交付金の支給は、妊娠届出後1回・出産後1回までです。
7	こんにちは赤ちゃん訪問時に市外に里帰りしている場合、すくすく交付金はどうなりますか？	市外に里帰り出産をしている方も、名張市に戻られた後、名張市においてこんにちは赤ちゃん訪問を実施し、すくすく交付金を支給します。 なお、里帰り期間が長期になるため、里帰り先でのこんにちは赤ちゃん訪問を希望する場合は、健康・子育て支援室に事前にご相談ください。